

十日町市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年3月30日

十日町市監査委員 水落 雅史
十日町市監査委員 宮澤 幸子

監査結果報告

- 1 監査の種類** 地方自治法第199条第4項による定期監査
- 2 監査の対象** 上下水道局、エネルギー政策課、環境衛生課、建設課、都市計画課
- 3 監査対象年度** 令和元年度（一部過年度分を含む）
- 4 監査の実施期間** 令和元年12月27日 ～ 令和2年2月26日
- 5 監査の方法**

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し関係職員の説明を求めて行った。
- 6 監査の結果**

事務事業の執行は、おおむね適正に行われていたが、一部において改善や検討すべき事項が認められた。

なお、軽微な事項については、関係職員からの説明聴取時に指摘したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 上下水道局

① 指定事業

「下水熱の有効活用事業」

② 意見

- ・国土交通省のB-DASHプロジェクト（下水道革新的技術実証事業）の「小口径管路からの下水熱を利用した融雪技術の実用化に関する実証事業」の採択を受け、当市と2事業者で構成する共同研究体で事業を実施しており、事業は今年度で終了となる。
令和2年度から5年間、本事業で設置した融雪設備については国土交通省からの貸与品となるが、施設の修繕や瑕疵等の責任区分等を共同研究体間で明確にするよう求める。また、貸与終了後についても同様に検討いただきたい。
- ・従来の技術と比較すると低コストで省エネ等にも効果のある技術ということであるが、当地域での導入については、今後、実証実験の効果や課題の検証を十分に行ったうえで慎重に判断されたい。

(2) エネルギー政策課

① 指定事業

「再生可能エネルギー活用促進補助金（地方創生交付金）」

② 意見

- ・自然エネルギーを利用した設備等を家屋に設置した場合に補助金が受けられる制度であり、地球温暖化対策の推進を後押しする取り組みである。
太陽光発電機器設置の補助額について、太陽光発電機器が以前と比較し安価になってきていることから、他の対象機器の補助額と公平になるよう見直しを検討し、今後もより多くの市民が本制度を享受できるよう引き続き取り組んでいただきたい。
- ・再生可能エネルギーの動向の変化を常に注視し、新たな動きがあった際には補助金制度の内容を検討いただき、積極的な導入促進を図りたい。

(3) 環境衛生課

① 指定事業

「エコポイント事業」

② 意見

- ・ 事業目的のひとつであった「買い物時のマイバック持参」を定着させた評価の高い事業である。

平成30年度にマイバック持参によるポイントの付与が終了した後、新たに節電エコポイントが開始されたが、事業実績は全体的に極めて低調となっている。令和2年度が事業最終年度となるが、十日町市民環境会議等で市民の意見を聞くなどし、今後の方向性も含め事業内容の精査と検討を行っていただきたい。

(4) 建設課

① 指定事業

「道路施設の長寿命化事業」

② 意見

- ・ 道路舗装修繕の財源確保について、冬期の機械除雪作業により舗装の劣化進行が早い当地域の特殊事情をふまえ財政負担の軽減を行っていただけよう、引き続き国へ強く働きかけていただきたい。
- ・ 今後も市民の安心・安全確保のため、道路施設の計画的な維持管理を望む。

(5) 都市計画課

① 指定事業

「水辺の広場リノベーション事業」

② 意見

- ・ 地域の小学生から広場の芝張りワークショップに参加していただいたことは、この広場に対し愛着をもっていただけれることにも繋がる取り組みである。今後も施策を推進するに当たっては、市民との協働という視点も考慮して取り組んでいただきたい。
- ・ 一部工事が当該事業の予算である公園事業費ではなく公園管理費からの支出となっていた。適正な予算の管理・執行を行っていただきたい。